

現在年金を受けている方 これから年金を受ける予定の方へ

※老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む）または退職共済年金を受けている方（受ける予定の方）は必ずお読みください。

1 失業給付と年金を同時に受けることはできません。

失業給付（「雇用保険の基本手当」以下同じ。）は、就労の意思・能力がある方に対する所得補償を目的とし、再就職に向けた積極的な活動を支援するため、認定日において「失業の認定」がなされた日について支給されるものです。

一方、年金は老齢となることにより就業能力が喪失・減退し、職業生活からの引退過程にある方に対する所得補償を目的として支給されるものです。

このことから、失業給付と年金を同時に支給することは、その給付の目的から合理性を欠くこととなるため、失業給付を受けている期間中は、年金の支給が停止されます。

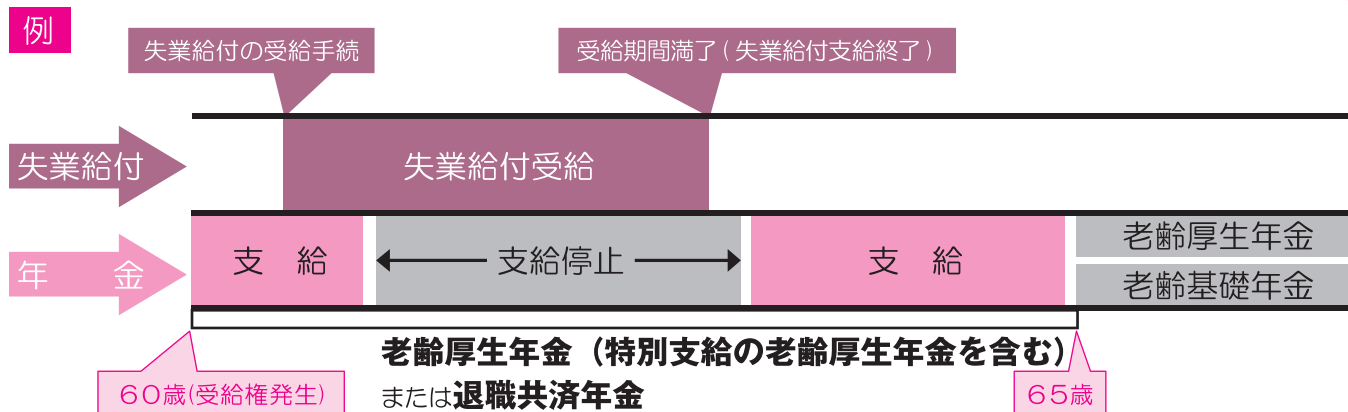
2 調整の対象となるのはどのような年金の受給権を有している方か？

65歳未満で支給される**老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む）**または**退職共済年金**の受給権を有する方が、ハローワークで失業給付の受給を行う場合に調整の対象となります。

3 失業給付を受けている期間中、年金は支給されません。

失業給付を受けている間（給付制限期間等を含む）は、**老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む）**または**退職共済年金**は全額支給停止となります。具体的には、失業給付の受給手続きをした日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が満了する月または失業給付の支給が終了する月まで支給停止されます。

（失業給付の受給手続きをした場合は、年金事務所にお問い合わせください。）



年金について詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。（→裏面⑤）



厚生労働省北海道労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

4 こんな場合は？

Q1 失業給付と年金ではどちらが有利ですか。選択はできるのですか。

- A** 1で述べたとおり、失業給付と年金では給付の目的が異なることから、有利な方（給付額がより高い等）のいずれかを選択するという趣旨ではなく、ご自身の目的にそって判断していただくものです。例えば、「定年を迎え退職したけれど、当面働いていたいし、早期に就職先を探したい」と考えている方であれば、おのずと求職申込み（失業給付の受給手続）の必要性を感じるのではないのでしょうか。逆に、「年金で暮らす予定だから、もう働くつもりはない」などと考えている方は失業給付の受給手続を行うことができません。
- なお、実際に失業給付を受けると想定した場合の失業給付の額や給付日数を事前に確認したい方は、離職票-1・2を持参の上、ハローワークにご相談ください。

Q2 失業給付の受給期間中に年金の受給権が発生します。その際、年金はすぐに支給されますか。

- A** 本来、年金は受給権が発生した月の翌月分から支給が開始されますが、失業給付を受給している間は、併給の調整が行われるため、失業給付の受給期間の満了する月分までは年金は支給停止となります。よって、年金の支給が開始される月は失業給付の受給期間満了する月または失業給付の支給が終了する月の翌月分からとなりますが、実際の支給開始時期についてはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

Q3 すでに支給を受けた失業給付を一部返還して年金の支給を受けることはできますか。

- A** 失業給付は、皆さま方の求職申込みを受けて必要な要件（就労の意思・能力など）を満たしていることを確認した上で、その後の失業の認定がなされた日について支給するものです。そのため、それまでの申告を偽って支給を受けていた事実（不正受給）があるなど相当の理由がない限り、ハローワークでは、すでに支給した失業給付について返還を受けることはできません。また、受給権の保護の観点から、一度行った受給資格の決定を取り消すこともできません。

Q4 給付制限期間など失業給付を1日も受けていない月がある場合には、年金が支給されると聞きましたが。

- A** 失業給付を受けた日数（給付制限期間などを含む）が1日もない月がある場合、遡ってその月分の年金が支給されます。なお、待期期間や給付制限期間は失業給付を受けていないため、失業給付の受給期間の満了または所定給付日数分の支給が終了した後に調整が行われます。

5 道内年金事務所一覧

■「ねんきんダイヤル」…お電話での一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

事務所名	所在地	「ねんきんダイヤル」
札幌東	札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	0570-05-1165 (ナビダイヤル) ※050で始まる電話からは 03-6700-1165 ▼受付時間 月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）…8:30～19:00 火曜日～金曜日…8:30～17:15 第2土曜日…9:30～16:00 ※ 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 ◆ 間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意下さい。 ※ お電話をいただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。 ※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
札幌西	札幌市中央区北3条西11丁目2-1	
札幌北	札幌市北区北24条西6丁目2-12	
新さっぽろ	札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30	
函館	函館市千代台町26番3号	
旭川	旭川市宮下通2丁目1954-2	
釧路	釧路市栄町9丁目9-2	
室蘭	室蘭市海岸町1丁目20-9	
苫小牧	苫小牧市若草町2丁目1-14	
岩見沢	岩見沢市9条西3丁目	
小樽	小樽市富岡1丁目9-6	
北見	北見市高砂町2番21	
帯広	帯広市西1条南1丁目	
稚内	稚内市末広4丁目1-28	
砂川	砂川市西4条北5丁目1-1	
留萌	留萌市大町3丁目	